

奈井江町通学路交通安全プログラム

平成29年 3月28日

(令和4年10月27日一部変更)

奈井江町通学路安全推進連絡会

I 通学路交通安全プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小中学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施いたしました。

引き続き、児童生徒が安全に通学できる通学路を確保するため、関係機関の連携体制を構築し、「奈井江町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

II 通学路安全推進連絡会の設置

本プログラムの具体化及び関係機関との連絡を図るため、以下をメンバーとする「奈井江町通学路安全推進連絡会」を設置します。

- ・ 奈井江町教育委員会
- ・ 奈井江町総務課
- ・ 奈井江町建設環境課
- ・ 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部岩見沢道路事務所
- ・ 北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所
- ・ 北海道札幌方面滝川警察署
- ・ 奈井江小学校
- ・ 奈井江中学校

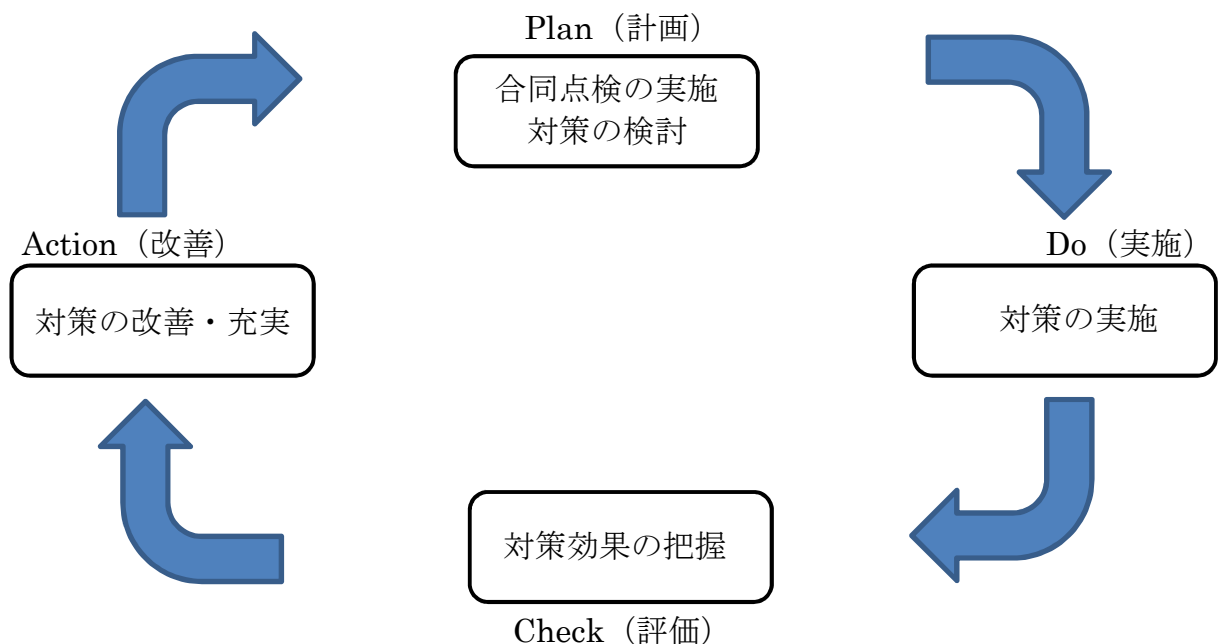
III 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を行い、安全対策を実施していきます。

以下のとおり、PDCAサイクルを繰り返し実施し、継続的な安全確保及び安全性の向上を図っていきます。

○通学路の安全確保のためのPDCAサイクルイメージ図



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

- ・交通安全の観点から危険性が認められる箇所について児童生徒や保護者へ意見を聴くなどして抽出します。
- ・抽出した箇所を事務局で点検し、対策が必要と思われる危険箇所を、通学路安全推進連絡会に報告するとともに、合同点検を実施します。
- ・合同点検は年1回適宜実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・合同点検により対策が必要と判断された箇所は、箇所ごとに歩道整備や防護柵の設置などのハード対策及び交通規制や交通安全教育のようなソフト対策を対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図りながら実施します。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果を把握するため、児童生徒や保護者へ意見を聴くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を図ります。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

IV 箇所図・箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。

【添付資料】

- 別添1 対策箇所一覧
- 別添2 対策箇所図